省　令

○総務省令第八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

総務大臣　武田　良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（空中線電力の表示） **第四条の四**　空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。 ［表略］ 2　次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（p$\bar{y}$）をもつて表示する。 一　［略］ 二　超広帯域無線システムの無線局（必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。）の送信設備 (1)　空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局であつて、次に掲げるもの ㈠　屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの ㈡　無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの (2)　空中線電力が一ワット以下の無線局（上空で運用するものを除く。）であつて、七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波を使用するもの（(1)㈠に掲げるものを除く。） ［三～九　略］ ［3～5　略］	（空中線電力の表示） **第四条の四**　［同上］ ［表同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　超広帯域無線システムの無線局（必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの若しくは無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が一ワット以下の無線局のうち、主としてデータ伝送を行う無線局（上空で運用するものを除く。）であつて七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものをいう。以下同じ。）の送信設備 ［三～九　同上］ ［3～5　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。